



静岡県教育委員会
教育広報紙

自立し、互いに関わりながら、よりよい社会づくりに参画し行動する「有徳の人」の育成を目指して

ミジャーナルしづおか

平成27年(2015年)
4月6日
月曜日
第150号

発行・編集 教育政策課 TEL 054-221-3168 FAX 054-221-3561 E-mail kyoui_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 個人として自立し、人と
個の関わり合いを大切にし
ながら、よりよい社会づ
くりに参画し行動する
「有徳の人」の育成」を
基本目標とした、静岡県
教育振興基本計画「有
徳の人」づくりアクション
プラン」第2期計画に
基づき、学校、家庭、地域
や市町教育委員会、関係
諸機関等との連携・協働
のもと、社会総がかりで
の施策展開に努めています。

(1) 子どもと大人の読
書活動を推進すると
ともに、県民一人一人が
相互に学び合う生涯学
習社会の形成に向けて、
指導者の養成に努めます。
② 県立学校の計画的
な整備等を推進すると
ともに、就学前教育の
充実や小中一貫教育に
向けた取組の促進など、
幼・小・中の円滑な接
続を開します。

1 「生涯学習社会
の形成」に向けて
本年度は、第2期計画
の推進に向けて、「確かな
学力」の育成や「頼もし
い教職員」の養成に努め
るとともに、読書活動の
推進や家庭における教育
力の向上等を図るために、
以下の方針により施策を
展開します。

(2) 「ライフケーステージ
の円滑な接続による人づくりの
推進」に向けて
(1) 学校、地域、企業、関
係機関及び知事部局と
連携して家庭における
教育力の充実を図ると
ともに、就学前教育の
充実や小中一貫教育に
向けた取組の促進など、
NPOや企業等、

(1) よりよい未来に向
けて、人口減少問題へ
5 「現代の重要な課題
に対応した教育
の推進」に向けて
(1) よりよい未来に向
けて、人口減少問題へ

3 「社会総がかりで
取り組む人づくりの
推進」に向けて
(1) 学校を拠点にした
地域コミュニティの形
成を図り、地域の教育
力を学校運営等に生か
すため、コミュニティ・
スクール・学校運営協
議会を導入した学校
や学校支援地域本部の
導入促進など、地域と
ともにある学校づくり
を推進します。

(2) 「現代の重要な課題
に対応した教育
の推進」に向けて
(1) よりよい未来に向
けて、人口減少問題へ

4 「教育行政の基本方針と教育予算」
ともに、児童生徒の学
びの場を支援する学校
教育施設の充実に努め
ます。

(3) 教職員の多忙な状
況を解消することによ
り、教職員が子ども一
人一人と向き合う時間
を確保するとともに、
豊かな人間性や広い視
野を身に付けた、心身
ともに健康な「頼もし
い教職員」の養成に努
めます。

(4) 教育現場の課題を
十分に踏まえ、実効性
のある施策が展開でき
るよう、教育委員会や
教育委員会事務局の活
性化に努めるとともに、
総合教育会議等を通じ
て、知事部局や市町教
育委員会等と一層の連
携を図ります。

(1) 文化財に誇りと愛
着を持つ県民意識を醸
成するとともに、世界
遺産である富士山をは
じめとする県内文化財
の後世への継承と活用
に努めます。

(2) ラグビーワールド
カップ2019や20
20年に開催される東
京オリンピック等に向
けて、県民に感動を与
えるトップアスリート
を育成するとともに、
民間の力を導入するな
ど、運動部活動の充実
に努めます。

(3) 県民が様々な機会
に多様な形でスポーツ
に関わることができます。
ように、継続的にスポー
ツに親しみることができ
る環境づくりを推進し
ます。

(1) 文化財に誇りと愛
着を持つ県民意識を醸
成するとともに、世界
遺産である富士山をは
じめとする県内文化財
の後世への継承と活用
に努めます。

(2) ラグビーワールド
カップ2019や20
20年に開催される東
京オリンピック等に向
けて、県民に感動を与
えるトップアスリート
を育成するとともに、
民間の力を導入するな
ど、運動部活動の充実
に努めます。

(3) 県民が様々な機会
に多様な形でスポーツ
に関わることができます。
ように、継続的にスポー
ツに親しみができ
る環境づくりを推進し
ます。

4 「生きがいや潤い
をもたらす文化・
スポーツの振興」
に向けて
(1) 文化財に誇りと愛
着を持つ県民意識を醸
成するとともに、世界
遺産である富士山をは
じめとする県内文化財
の後世への継承と活用
に努めます。

(2) ラグビーワールド
カップ2019や20
20年に開催される東
京オリンピック等に向
けて、県民に感動を与
えるトップアスリート
を育成するとともに、
民間の力を導入するな
ど、運動部活動の充実
に努めます。

(3) 県民が様々な機会
に多様な形でスポーツ
に関わることができます。
ように、継続的にスポー
ツに親しみができ
る環境づくりを推進し
ます。

教育委員会制度が変わります

平成27年4月1日から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。それに伴い、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化、地方に対する国の関与の見直しが図られます。

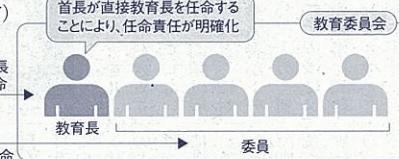
Point① 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

Point② 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

Point③ すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

Point④ 教育に関する「大綱」を首長が策定

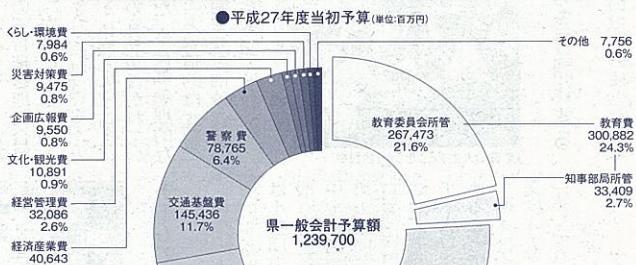
(新教育長の任命について)



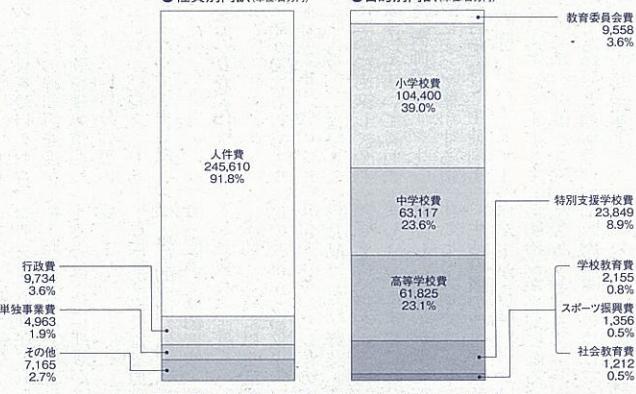
教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表(会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)
第一義的な責任者が教育長であることが明確に
緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

[教育総務課]

県一般会計予算と教育予算の内訳



●性質別内訳 (単位:百万円)



* 表示単位未満の端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります。

